かんそうしん新住宅ローン

（2025 年 7 月 1 日現在）

1.ご利用いただける方	次の資格要件をすべて満たされる個人の方 ●お申込時の年齢が満 18 歳以上満 69 歳以下、完済時の年齢が満 81 歳以下の方。 ●安定した収入を継続して得られる業種･職種につかれている方。自営業者の場合は、原則として 2 期連続赤字または債務超過でない方。 ●東京都･茨城県･栃木県･埼玉県･千葉県･神奈川県に住宅を取得されるまたは取得している、あるいはお勤め先または営業所が当行取扱店の営業区域内にある方。 ●団体信用生命保険に加入できる方。 ●当行が指定する保証会社の保証を受けられる方。 ●原則として自己資金を有している方。 ●借り換えの場合は 1 年以内に月越延滞がない方。 ●マンションの場合は専有面積が 50 ㎡以上であること。 ●賃貸併用住宅は、①新築住宅の購入資金または建築資金であること、②自己の居住部分の床面積が全体の 50%以上の住宅であること、③保証会社の指定する業者の取扱案件であること、の全ての要件を満たす物件であること。
2.お使いみち	本人またはその家族の居住を目的とした住宅に関連する下記の資金とします。 ●住宅の新築・増改築資金 ●戸建住宅またはマンション購入資金 ●居住目的の土地(更地)購入資金(ただし、3 年以内に住宅を建築する場合に限ります) ●別荘(戸建)またはリゾートマンション購入資金(建物が新築の場合に限ります) ●住宅取得に関連する他債務の借り換え資金 ●上記資金にかかる諸費用(住宅に関する資金を可とします)
3.ご融資金額	●100 万円以上 1 億 3 千万円以内(1 万円単位)、かつ所要資金の範囲内といたします。
4.ご融資期間	●2 年以上 35 年以内
5.ご融資利率	変動金利方式または固定金利特約方式(固定金利と変動金利の選択方式)をお選びいただけます。 ●変動金利の場合 (1)新規実行金利 ご利用時の変動金利型住宅ローン基準金利(当行の短期プライムレート等を基準として決定されます)を適用させていただきます。 (2)取引後の金利の見直し 毎年、4 月 1 日と 10 月 1 日の変動金利型住宅ローン基準金利を基準に見直しを行います。適用利率は見直し前の基準金利と見直し後の基準金利の差により、その変動幅で見直すものとします。 (3)返済額の見直し基準 ア. 元利金均等返済の場合 （ア）利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、5 年間は返済額を変更しません。 （イ）返済額の見直しは 5 年ごとに行いますが、新返済額は旧返済額の 1.25 倍を上限とします。 （ウ）借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、期日までにお申し出いただければ期間の延長もできます。 イ. 元金均等返済の場合 金利の見直しにより、毎年 7 月及び 1 月のご返済分から新利率を適用いたします。 ●固定金利特約方式の場合 (1)新規実行金利は、原則として毎月変更します。 (2)固定金利の特約期間は、2 年、3 年、5 年、10 年の 4 種類です。 (3)固定金利の特約期間中の利率は一定です。 (4)特約期間終了後、再度固定金利を選択することもできます。再選択の場合は新しい適用利率で返済額の見直しを行います。 (5)特約期間終了までの間にご指示がない場合は自動的に変動金利に移行します。 (6)固定金利特約期間中は、「変動金利」への変更はできません。 ●金利には、団体信用生命保険料が含まれています。 ●金利については当行ホームページでご確認いただくか、窓口にお問い合わせください。

<table>
<tr><td>6.ご返済方法</td><td>●次のどちらかのご返済方法をお選びいただけます。
(1)毎月の元利金均等返済または 6 か月ごとのボーナス返済併用元利金均等返済
(2)毎月の元金均等返済または 6 か月ごとのボーナス返済併用元金均等返済
(ボーナス返済分はご融資金額の 50%以内とさせていただきます)</td></tr>
<tr><td>7.担保</td><td>●保証会社がご融資対象不動産に原則第一順位の抵当権または根抵当権を設定いたします。
※住宅金融支援機構等の場合、後順位でのお取り扱いが可能なこともあります。
※根抵当権を設定する場合の極度額は、ご融資金額×120%といたします。
詳しくは窓口にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>8.保証人</td><td>●原則として不要ですが、次の場合は連帯保証人が必要となります。
(1)お客さまの返済能力を審査する際に、ご家族の収入を合算した場合には、収入合算をしたご家族の方の連帯保証が必要です。
(2)対象となる住宅に申込人以外の所有者の方がいる場合、その共有者を物上保証人とさせていただきます。</td></tr>
<tr><td>9.火災保険</td><td>●ご加入を確認させていただきます。</td></tr>
<tr><td>10.保証料</td><td>●ご融資金額、ご融資期間、保証料率により、保証料は異なります。
●保証料については窓口でお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>11.保証会社</td><td>●株式会社かんそうしん</td></tr>
<tr><td>12.手数料(消費税込)</td><td>●住宅ローン関係手数料
1 件につき 55,000 円(当行分)
●保証取扱手数料
1 件につき 44,000 円(かんそうしん分)
●繰上返済手数料
(1)一部繰上返済の場合　5,500 円(当行分)
(2)全額繰上返済の場合(当行分)
<table>
<tr><td>ア. ご融資日から 3 年以内</td><td>3,300 円</td></tr>
<tr><td>イ. ご融資日から 3 年超 5 年以内</td><td>2,200 円</td></tr>
<tr><td>ウ. ご融資日から 5 年超 7 年以内</td><td>1,100 円</td></tr>
<tr><td>エ. ご融資日から 7 年超</td><td>無料</td></tr>
</table>
(3)固定金利特約期間中の一部繰上・全額繰上返済の場合、上記(1)・(2)の手数料に下記手数料を加えた金額
ア. 繰上返済時の元金が 1,000 万円未満　33,000 円(当行分)
イ. 繰上返済時の元金が 1,000 万円以上　55,000 円(当行分)
●金利変更手数料(当行分)
次の場合、5,500 円を申し受けます。
固定金利特約期間終了後、再度固定金利特約方式を選択される場合
変動金利方式から固定金利特約方式へ変更される場合
●条件変更手数料
次の場合、16,500 円(かんそうしん 11,000 円、当行 5,500 円)を申し受けます。
(1)一部担保解除・分筆
(2)担保物件所有者の変更
(3)担保設定順位の変更
(4)連帯保証人の変更
(5)返済条件の変更(最終返済期日の延長・元金返済の一時据置き)
(6)その他変更内容から必要な場合</td></tr>
<tr><td>13.返済試算額の入手方法</td><td>●お申し出いただければ、店頭で返済額を試算いたします。</td></tr>
<tr><td>14.当行が契約している
指定紛争解決機関</td><td>●全国銀行協会相談室
連絡先 0570-017109 または 03-5252-3772
〔受付日:月～金曜日(祝日及び銀行休業日を除く)受付時間:9:00～17:00〕</td></tr>
<tr><td>15.その他</td><td>●お申し込みにあたっては、当行所定の審査があります。審査の結果、ご希望に沿いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</td></tr>
</table>